

## 景観計画等の策定について（追加意見）

報告会終了後、委員より提出された意見及び質疑回答について下記のとおり報告する。

### 【資料1】景観に関する意識の把握について

- ・道路・河川の景観が改善したい景観としてあがっているということは、市の道路部局・河川部局との連携が必要なのでは。

（市）アンケートで寄せられた道路・河川の改善点については、ごみや雑草が目立つといったソフト面と、狭い・未舗装・休憩スペースが無い等のハード面に分類できます。ソフト面については、行政だけでなく、基本計画の理念に掲げるとおり、市民一人ひとりのわがまち意識を醸成し、企業や市民に協力していただく仕組みをつくることで改善に向かうものと考えております。ハード面についてはご指摘のとおり、道路・河川部局との情報共有を図り、改善に向けた取り組みを推進したいと考えております。

### 【資料2】大規模建築物等の行為の検証について

- ・色彩基準は、周辺の景観を阻害するようなものを防ぐ効果を狙ってつくるものなので、無いよりはましという程度に考えればよいと思う。しかしながら、特例を認めだすときりがないため、今後色彩基準を作る場合は、特例を認めない方向か、特例を認める場合は説明できる理由を事業者に求めるべき。

（市）景観計画においては、明瞭な運用が可能となるよう検討してまいります。

### 【資料3】現行基本計画の検証・評価と今後の方策について

### 【資料4】明石市景観計画の構成概要（案）について

- ・資料3 p.2の今後の方策で、「眺望景観 保全する手段」がないとあるが、なぜか。

（市）本市において眺望景観とは海を臨む景観を指すため、例えば「海岸線から〇mの区域は中高層建築物の建築不可」といった規制を定めること自体は可能ですが、あらゆる視点場からの眺望が担保できるわけではないという趣旨で記載しています。

一方、アンケートにおいて、海への眺めは残したい景観として市民や地元企業に認知されていることが分かり、現状はこの市民意識の高さが眺望阻害の抑止力となっていることから、基本計画の理念をもとに、景観計画の中で保全にむけた具体的な方針を定める等、検討してまいります。

- ・資料3 p.8「推進地区」、p.9「都市景観形成地区」、資料4 p.1「景観重点地区」と複数の地区名があるが、これらの違いは。

（市）「推進地区」は、現行の基本計画において、特に明石を象徴する景観や暮らしに溶け込んだ良好な景観を持つ地区として位置づけたもので、改定当時、熟度

や必要性に応じて景観形成地区や地区計画の指定等を目指していた地区です。一部地区では地区計画の指定を達成するなど、いずれも概ね一定の成果を果たした地区であることから、改定を機に一旦の区切りとし、今後は各地域別の景観形成の方針に基づき、地区の発展を目指してまいります。

「都市景観形成地区」は、景観形成上、計画的に整備していく必要がある地区等について条例に基づき指定した地区です。現在、指定は「大久保駅南地区」の1地区ですが、景観計画策定後は制度を廃止し、当該地区は「景観重点地区」に移行予定です。

「景観重点地区」は、質の高い重点的に都市景観の形成を図るため、計画的に整備していく必要のある地区等について、景観法に基づく景観計画に位置づける地区です。

- ・資料3 p.9「都市景観形成重要建築物等」と資料4 p.4「景観重要建造物」のすみわけはどう考えているか。また、登録景観資源制度の創設は。

(市) 条例に基づき指定された都市景観形成重要建築物等につきましては、助成制度等との関連もあることから、現行のまま継続いたします。また、法に基づく景観重要建造物に関しては、当面は景観計画の必須事項である方針のみを定めるものとし、指定については今後、必要に応じて検討してまいります。

景観資源制度につきましては、今のところ創設予定はございません。

- ・都市景観形成重要建築物は、外観補修時の助成金等はあるか。

(市) 対象経費の3分の1かつ10年間で500万円を上限に助成をしています。

- ・今回のアンケートでたくさんの景観資源とエピソードが集まったので、景観条例に基づく、広報のための景観資源の登録制度を作って登録景観資源を増やしていくことで、明石市の景観をアピールする方法が採れるのでは。札幌市の景観の種プロジェクトを参考にされたい。

(市) 事例のご紹介ありがとうございます。参考とさせていただき、景観計画策定後の次のステップとして検討してまいります。

- ・重点地区候補は東部が中心となっているが、西部の住宅開発が進む地域も重要では。

(市) 地区候補につきましては、今後地域との対話により候補を整理してまいります。